

講習機関一覧表

講習名＜工作物石綿事前調査者講習＞

講習内容

令和8年1月1日施行の改正石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第4項に規定する事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める「工作物石綿事前調査者」の資格を得るための講習

(2024年12月19日現在)

講習の日程、受講の申込については、各登録講習機関へ直接お問い合わせください。

機関名	講習の区分	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人環境総合研究所	工作物	060-0007	札幌市中央区北7条西15丁目1番地3 川ロビル	011-556-4337